

子どもの貧困対策に係る制度の充実に関する決議

子どもたちが明るい未来を夢見て今を生きていくには、自らの可能性を信じて前向きに挑戦し、未来を切り拓いていける社会を作ることが必要である。子どもたちの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右され、無限の可能性の芽が摘まれるようなことは決してあってはならない。

しかしながら、近年の都市化や核家族化、地縁的つながりの希薄化など、様々な要因と経済的困窮とが相まって、困難に直面している家庭が、必要な支援を受けられず孤立しやすくなっている。そうした家庭の子どもたちの中には、自己肯定感・自尊感情が十分に育たず、基本的な生活習慣・学習習慣、自立心・自制心、社会的なマナー・コミュニケーション能力などを身につけることが困難な状況に陥っているケースもある。さらに、そんな子どもたちが、将来再び経済的困窮家庭を形成するという、いわゆる「貧困の連鎖」が現代社会で課題となっている。

そのような状況の中、国の方では本年4月に「こども家庭庁」が設置され、同庁にはこども基本法を着実に施行・推進することにより、強い司令塔機能を発揮するとともに、常にこどもの視点に立った施策の企画立案・実施に取り組まれている。またこどもの貧困対策は、本年6月に策定された「こども未来戦略方針」における加速化プランの一つに位置付けられた解決すべき重要な課題である。

子どもの貧困対策は、国、都道府県と市区町村が相互の信頼と協力関係に基づき、着実に推進すべきものであり、我々市区町村は、地域の実情に即した諸施策を実施し、懸命の努力を傾注しているところである。また、令和元年6月の子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正により、基礎自治体に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を課されたことにより、市区町村の貧困対策における役割、責任はより重大になっている。

よって、本連合は、市区町村が子どもの貧困対策の最前線において中心的役割を果たしていることに鑑み、国に対し、特に下記事項の実現を図られるよう強く要請する。

記

1 子どもの貧困対策の総合的な推進について

- 国は、子どもの現在及び将来がその家庭の事情等に制約を受けることがないよう、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、教育を受ける機会の均等を図るとともに、生活の支援、保護者への就労支援等を行うことにより、子どもの貧困対策をさらに総合的に推進すること。
- 子どもの貧困対策は、国や都道府県、市区町村だけでなく、企業、NPO等の法人などが、様々な立場から連携・協力して対策を講ずることが重要であり、国は、企業、NPO等の法人などが積極的に子どもたちを応援できるよう、あらゆる場面において最大限の配慮を行うこと。
- 子どもの貧困対策は、子どもの養育環境の改善を図ることが重要であり、特に以下について、国として体制整備や仕組みを検討すること。

- ・妊娠期から義務教育後の進学・就職の段階に至るまで、対処療法的なアプローチだけではなく、予防的なアプローチによる切れ目のない支援制度の確立
 - ・妊娠期からの包括的支援を確立するため、母子保健と子育て支援等を一体的・総合的に推進するための補助制度や体系の確立
 - ・入園料、保育料、入学料、授業料等の費用負担の軽減に加え、絵本代等の教材費、学用品費、制服等の通園・通学費用、クラブ活動費、修学旅行費・校外活動費なども含めた教育に係る私費負担の軽減に取り組む都道府県・市区町村への財政措置
 - ・特にクラブ活動費は、中学校部活動の地域移行に際してクラブ活動の参加費負担が生徒の体験格差につながらないように必要な措置を講じること
 - ・給食費の無償化は、困窮世帯への支援だけでなくすべての子ども・子育て世帯への支援に繋がるので、国による整備体制の確立や財源の確保
 - ・生活困窮者自立支援法に基づく事業「子どもの学習・生活支援事業」等の任意事業の財源拡充
 - ・児童扶養手当等のひとり親家庭への支援制度の改善や財源拡充、支援に取り組む都道府県・市区町村への補助
 - ・離婚母子家庭の養育費の取決め・確保の促進に取り組む都道府県・市区町村への支援及び養育費が確保される社会を構築するために国が主体的に関与した現行制度の見直し
 - ・子どもの医療費について、地域格差を生じさせず全国一律の国による18歳年度末までの無償化も視野に入れた助成に係る制度の創設
 - ・こども家庭庁の発足により子どもの居場所に関する指針が作成されることから、子ども食堂を始めとした子どもの居場所事業やフードバンク（ドライブ）、宅食等の取組みについて、専門家による相談支援体制の整備や安定した運営のための恒久的な財政支援及び国庫補助条件の緩和
- 子どもの貧困対策は、継続的・長期的な取組が必須であるため、国は、子どもの貧困対策に資する補助事業等について、当該補助事業等における対象事業の拡充や対象期間の延長、期間終了後における交付税措置など、市区町村が地域の実態に応じた取組を中長期にわたって推進しやすい仕組みを検討すること。
 - 子どもの貧困対策は、困難を抱える家庭や子どもと支援者（スクールソーシャルワーカー、家庭児童相談員、母子・父子自立支援員等）との信頼関係の構築が不可欠であり、ケースによっては対応に膨大な時間を要することもあるため、支援者の人員確保や充実、支援体制を持続するための財政支援など、市区町村が継続的・長期的に支援体制を整備できる仕組みを検討すること。
 - 子どもの貧困対策は、早い段階から支援を行うことが重要であるため、子どもが小さい時から予防的な支援につなげることができ、また、貧困の連鎖を予防するために「気になる」子どもへの早期対応を行うことのできる体制の整備や仕組みを検討すること。

- 子育て家庭の経済基盤を強化することが、子どもの貧困解消と少子化の解決の一助となるため、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給額の増額を図ること。
- 子どもの貧困率がとりわけ高いとされているひとり親世帯の子どもの高等学校、大学等への進学が経済的な理由で阻害されないよう、従来の貸付を中心とした支援制度に加え、受験費用、進学準備費用等に掛かる費用の負担軽減を目的とした給付制度の整備を検討すること。
- デジタル庁公開の「こどもに関する各種データの連携に係る留意点（実証事業ガイドライン）」（令和5年3月31日改訂）にて、従来、人による観察等により、こどものSOSやその兆候の発見に努めていたが、地方公共団体に把握している子どもに関する情報を集約し、データベース化することで、より迅速、正確かつ網羅的に支援につなげられるよう、こどもに関する情報やデータをデジタル技術の活用により連携し、活用していくことが重要であるとされているため、必要な情報を保有するシステムの構築費用、また、データベースに必要な情報を抽出する機能等を保有するシステムを更新する費用についての補助制度を創設すること。
- 昨今の世界情勢の不安や急激な円安の進行等により、原油価格及びあらゆる物の価格が高騰し、家計を圧迫している。特にその影響を受けるのは子育て世帯や生活困窮世帯であるので、物価高騰対策として子育て世帯に対する給付型の経済対策を講じること。
- 児童虐待などから子どもの命を守るため保育所や学校等で子どものSOSを見逃さないための体制の強化と、子どもの意見を聞く仕組みを構築すること。

2 令和6年度予算編成等について

- 令和6年度から「地域子供の未来応援交付金」が「こどもの生活・学習支援事業」に統合される予定だが、同事業の支援の拡充を図るとともに、子どもの貧困対策は、子どもの居場所事業のみならず貧困の連鎖を予防する観点から多様な取組が必要であるため、従来の「地域子供の未来応援交付金」と同等の支援体制を構築すること。
- 令和6年4月を目途に設置が努力義務とされている「こども家庭センター」は、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関で、必要な支援を行うためには専門的知識や資格を有した人材の確保が必要となるため、充実した人材確保に見合う財政支援の拡充及び継続的・長期的に支援体制を整備できる仕組みを検討すること。

- 家庭の経済的事情によらず、義務教育段階から学力や学習意欲を保障することは、貧困の連鎖を断ち切るために不可欠であることを踏まえ、特に貧困や不登校等の理由により課題が複雑かつ困難化している状況にあることから、学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策を推進するため、教職員の人材と財源の確保を図るとともに、国の責任において各市区町村におけるスクールソーシャルワーカーの配置を促進するなど、指導・相談体制の充実を図ること。また、教員OBや大学生等が教育活動に参画し、子どもたちの学習のサポートや教員補助を行うなどの体制構築に向けた財政支援の拡充を図ること。
- 子どもの無限の可能性の芽が摘まれるようなことのないよう、生活保護世帯のみならず、低所得世帯、多子世帯の子どもたちに対し、幼児教育から高等教育にわたる教育費負担軽減のための施策の充実を図ること。
- 経済的な理由を含む家庭事情等により、家庭等における学習機会が十分でない中学生・高校生等を含めた全ての児童生徒を対象とする原則無料の学習支援等の充実を図るとともに、高校中退者等を対象とする学習相談・学習支援の充実を図るなど更なる財政支援を実施すること。
- 経済面で不利な環境にある家庭では、相談相手など人とのつながりや地域行事への参加などといった経験・体験が少ない傾向が見られる一方で、経済面等で不利な環境にあっても高い学力を有している子どもの親は、読書、子どもの生活習慣等に関して子どもへ積極的な働きかけを行っているという特徴が見られる。このため、困難を抱える子どもの状況を踏まえた読書活動等への支援、家庭教育支援などを進め、教育格差の解消への取組充実を図ること。
- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯等が増加する中、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ワンストップ相談窓口の推進、子どもの居場所づくりや学習の支援、親に対する養育費確保や資格取得の支援など、ひとり親家庭等の自立支援の充実・確保を図るとともに、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援、児童虐待防止対策等、子どもが健やかに育つための総合的な対策の推進を着実に実施すること。
- 放課後子供教室の自治体の財政負担について、全ての子どもの居場所づくりを積極的に進めるため、補助率の引上げを図ること。
- 新型コロナウイルスの影響により生じた経済的な格差が、将来的な格差の拡大につながらないように、生活困窮世帯への継続的な支援を実施すること。
- 「支援対象児童等見守り強化事業」は児童虐待対策だけでなく、子どもの貧困対策としても継続的に必要な事業であり、補助を継続すること

以上決議する。

令和5年11月14日

子どもの未来を応援する首長連合
(子どもの貧困対策連合)